

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○都市計画の変更(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課)……………一

○都市計画の決定……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一

○公共測量の実施(五件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一

○平成六年東京都選挙管理委員会告示第九十号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………二

○平成七年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三

○つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則の一部を改正する規則……………四

○開発行為に関する工事完了(二件)……………五

○(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五

○(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………五

告示

(水道局)……………五

●東京都告示第八百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
平成三十年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

豊洲地区地区 変更する部分

江東区豊洲二丁目、豊洲五丁目及び豊洲六丁目各地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び江東区役所

●東京都告示第八百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
平成三十年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

町田都市計画道路

三・三・五十 追加する部分

号小山宮下線 町田市小山町地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第八百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
平成三十年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

品川駅西口地 港区高輪三丁目地内

品川地区地区

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び港区役所

●東京都告示第八百七十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 北区地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月一日から平成三十一年三月二十二日まで

●東京都告示第八百七十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区志茂三丁目、志茂四丁目及び志茂五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月十六日から平成三十一年三月十五日まで

●東京都告示第八百七十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 港区虎ノ門二丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月十五日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第八百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月一日から平成三十一年三月三十一日まで

●東京都告示第八百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年六月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 三 測量の区域 西東京市地内
- 四 測量の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、都政を革新する会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成六年東京都選挙管理委員会告示第九十号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年六月十八日

東京都選挙管理委員会

都政を革新する会の部1収入総額の項中「25,957,962」を「37,889,513」に、 「3,927,562」を「10,159,113」に、 「22,030,400」を「27,730,400」に改め、同部2支出総額の項中「25,843,640」を「31,259,324」に、 「114,322」を「6,630,189」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「寄附の総額」	18,000,000	を
政党名分を除く寄附の額	18,000,000	
「寄附の総額」	23,700,000	
政党名分を除く寄附の額	23,700,000	
個人分	5700,000	

改め、同部4支出の内訳の項中「131,46,580」を「18,562,284」に、 「1,000,000」を「6,415,684」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>5 寄附の内訳 (年間100万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者) (金額) (住所・所在地)</p> <p>(個人分) 円</p> <p>長谷川 英憲 1,500,000 杉並区</p> <p>結柴 誠一 1,500,000 杉並区</p> <p>6 資産の内訳</p> <p>土地</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>杉並区 昭和60年6月10日</p> <p>(面積) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>115.70㎡ 35,000,000</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>杉並区 昭和61年9月30日</p> <p>(面積) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>132.23㎡ 60,000,000</p> <p>建物</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>杉並区 昭和61年11月21日</p> <p>(床面積) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>79.32㎡ 3,800,000</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>杉並区 昭和63年12月24日</p> <p>(床面積) (取得の価格)</p> <p>円</p>	<p>364.5㎡ 15,000,000</p> <p>借入金 (借入先) (借入残高)</p> <p>円</p> <p>横浜銀行渋谷支店 89,481,032</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第九十八号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、都政を革新する会から訂正の報告があったのについて、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成七年東京都選挙管理委員会告示第三百三十七号)の一部を次のように訂正する。</p> <p>平成三十年六月十八日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p> <p>都政を革新する会の部1収入総額の項中「13,844,722」を「25,860,589」とし、「114,322」を「6,630,189」とし、「13,730,400」を「19,230,400」と改め、同部の支出総額の項中「13,765,085」を「19,180,769」とし、「79,637」を「6,679,820」と改め、同部3本年収入の内訳の項中「寄附の総額」を「10,000,000」と改め、政党匿名分を除く寄附の額を「10,000,000」とし、「寄附の総額」を「15,500,000」と改め、政党匿名分を除く寄附の額を「15,500,000」と改め、個人分を「5,500,000」と改め、同部4支出の内訳の項中「6,151,733」を「11,567,419」とし、「500,000」を「5,915,684」と改め、同部5寄附の内訳(年間100万円を超えるもの)の項中</p>	<p>「(寄附者) (金額) (住所・所在地)」を</p> <p>「(寄附者) (金額) (住所・所在地)</p> <p>(個人分) 円</p> <p>長谷川 英憲 1,500,000 杉並区」</p> <p>改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>6 資産の内訳</p> <p>土地</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>杉並区 昭和60年6月10日</p> <p>(面積) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>115.70㎡ 35,000,000</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>杉並区 昭和61年9月30日</p> <p>(面積) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>132.23㎡ 60,000,000</p> <p>建物</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>杉並区 昭和61年11月21日</p> <p>(床面積) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>79.32㎡ 3,800,000</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>杉並区 昭和63年12月24日</p> <p>(床面積) (取得の価格)</p> <p>円</p>
--	---	---

364.5㎡ 15,000,000
 借入金 (借入残高)
 (借入先) 円
 横浜銀行渋谷支店 86,154,469

規 則 (公)

つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月18日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第11号

つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則の一部を改正する規則

つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則（平成15年12月19日東京都公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

※受理年月日 ※受理番号

援 助 申 出 書

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第5条の2第2項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

氏名及び住所等

甲 出 人	住所等 (ふりがな)	電話 () ()	性別	番
	氏 名	() (歳)	性別	男・女
しきまとい行為等	住所等 (ふりがな)	電話 () ()	性別	番
氏 名	() (歳)		性別	男・女
受 け たい 援 助 内 容	1 再発防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 つきまとい行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先の教示 3 再発防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 再発防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 再発防止に資する物品の教示又は貸出し 7 その他 ()			
その他参考事項				

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知られないときは居所）を記載すること。
- 申出人は、署名をしたときは、押印を省略することができる。
- 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 申出人の依頼によって警察職員が代筆したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年六月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市長淵五丁目二百五十七番一の一部、同番六、同番七、同番十一、二百五十八番一の一部、同番二十五並びに同番二十七及び同番二十九の各一部、同番三十一、同番三十三、同番三十六、同番三十八、同番三十九、同番三十九地先並びに二百六十一番一の一部

あきる野市原小宮字代田三三七番五

福生市東町一番十 有限会社i管理 代表取締役 並木 聡

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年六月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東大和市中央四丁目九百五十九番二の一部

武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

武蔵村山市岸一丁目二十三番十六及び同番二十一

青梅市新町三丁目二十七番地の二 深須 美子

羽村市栄町一丁目三番六

青梅市河辺町七丁目六番地の十九 有限会社さくらホーム 代表取締役 桜井 潤

あきる野市二宮字森腰千二百一十七番一及び同番一地先

練馬区石神井町二丁目二十六番一十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

国分寺市内藤二丁目十一番十三、同番二十六及び同番三十

立川市幸町一丁目二十一番地一 株式会社アステイク 代表取締役 宮谷 祐介

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年六月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ケースデンキ昭島店

二 店舗所在地 昭島市つつじが丘二丁目八番二十号

三 設置者名 JA三井リース建物株式会社

四 設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一十号

五 変更前の設置者の代表者名 保崎 隆行

六 変更後の設置者の代表者名 工藤 真樹

七 変更日 平成三十年四月一日

八 届出日 平成三十年五月二十三日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一十号)

十 縦覧期間 平成三十年六月十八日から同年十月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に

ついで

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年六月十八日

東京都水道局長 中嶋 正宏

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

九〇一四 株式会社 小野 達也 練馬区向山 平成三十

四四一八 株式会社 高野久美子 武蔵村山市 同月十九

室井設備 工事 残堀四丁目 日

七八五六 西村設備 西村 潤 荒川区町屋 同日

九〇九三 ケイズ設 備 毛塚 裕史 杉並区堀ノ内二丁目十 平成三十

三六九九 日建管工 山中賢八郎 江戸川区江 戸川二丁目 同月二十

二七七三 有限会社 朝倉 一夫 武蔵野市吉 同月三十

朝倉設備 工業所 祥寺本町四 丁目三十二 番十八号 一日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 電話 〇三(五三二二)一一一一(代) 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

